

岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与の支給に関する規則

平成18年 4月21日 規則第15号

改正 令和 5年 3月24日 規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号)により、岩手沿岸南部広域環境組合職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給)

第2条 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与の支給については、釜石市一般職の職員の給与の支給に関する規則(昭和30年釜石市規則第10号)の例による。

2 前項のうち、給料の支給日については、その月の18日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日(岩手沿岸南部広域環境組職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組条例第14号)第9条に規定する休日をいう。)に当たるときは、その翌日以後の日であって、18日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(条例附則第3項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

2 条例附則第10項の規定により読み替えられた条例附則第3項の規定の適用を受ける育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。